

釧路港港湾計画書

— 改 訂 —

平成23年11月

釧路港港湾管理者

釧路市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成8年10月釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成8年11月港湾審議会第161回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成10年2月釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成11年1月釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成11年3月港湾審議会第168回計画部会
- ・ 平成15年9月釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成17年3月釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成18年2月釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成20年5月釧路市地方港湾審議会

の議を経た釧路港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	水域施設計画	11
3	外郭施設計画	13
4	小型船だまり計画	14
5	臨港交通施設計画	16
IV	港湾の環境の整備及び保全	18
1	廃棄物処理計画	18
2	港湾環境整備施設計画	18
V	土地造成及び土地利用計画	19
1	土地造成計画	19
2	土地利用計画	20

VI 港湾の効率的な運営	21
VII その他重要事項	22
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として	
機能するために必要な施設 ...	22
2 港湾及び港湾に隣接する地域の保全	24
3 大規模地震対策施設計画	25
4 港湾施設の利用	26

I 港湾計画の方針

釧路港は、東北海道の太平洋側に位置しており、東港区と西港区からなる。明治32年に普通貿易港として開港指定を受け、以来、日本有数の食糧供給基地である東北海道地域の物流拠点港として、地域の暮らしと産業の両面において重要な役割を果たしており、昭和26年に重要港湾に指定された。

今日の釧路港は、臨海部の製紙工場や飼料工場、石炭鉱業等、地域の基幹産業やその関連企業の集積により、東北海道を代表とする物流拠点エリアが形成されており、韓国航路や、東京、大阪を結ぶ内外貿コンテナ船の就航、さらには、内貿定期RORO船により東京、茨城、大阪、仙台と結ばれている国内外貨物の物流拠点として、東北海道の生活と産業を支える重要な役割を担っている。

平成21年における釧路港の港湾取扱貨物量は、外貿274万トン、内貿1,227万トン、合計1,501万トンである。

現在、西港区第2埠頭において、飼料原料の輸移入が行われているが、水深が不足していることから、減載してセカンドポートで対応している状況である。さらに、係留施設の不足から第3埠頭での荷役を余儀なくされており、横持ちの発生など非効率な荷役を強いられている。

釧路港は、国際バルク戦略港湾に選定されたことから、貨物の増加や創荷も考えられ、今後増大する貨物取扱に対して、より一層の機能強化が求められている。

また、第1埠頭及び第2埠頭における内貿ユニットロード貨物の取扱いにおいては、ヤード不足による非効率な荷役体制を強いられており、効率的な荷役の実現を図る観点から既存埠頭の再編・集約化、新規埠頭の計画が求められている。

また、釧路港の背後圏は、国際的にも有名な釧路湿原国立公園をはじめとして自然環境に恵まれており、平成23年に供用開始した耐震旅客

船岸壁を中心に、海の玄関口としての観光の拠点及び市民の賑わいや憩いの場としての空間形成が図られるとともに、地域の防災拠点としての役割も担っている。今後も地域の観光交流拠点・防災拠点として重要な役割を果たすことが期待されており、災害時にも物流機能を安定的に供給できるよう機能確保が求められている。

以上のような情勢に対処すべく、本港と背後圏の特徴・ポテンシャルを最大限発揮し、食料やエネルギーの供給基地としての役割を担う港湾機能の強化を目指し、平成 30 年代後半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

(1) 東北海道を代表する物流拠点港としての機能強化

- ① 国際戦略港湾政策によるバルク貨物増大に対応するために、外内貿物流機能の拡充・強化を図る。
- ② 穀物輸送ネットワークを形成し、東日本の拠点的機能を担い、安価な穀物飼料を安定供給する。
- ③ 背後圏の物流需要に対応し、物流の効率化等を進めるために、外内貿ユニットロードターミナル機能の強化を図る。
- ④ 冷涼な気候を生かした食料備蓄や食関連産業クラスターなど新産業の創出等により、臨海部の活性化を図る。
- ⑤ 船舶の安全な航行や効率的な荷役を確保するために、港内静穏度の向上を図る。

(2) 多様なエネルギーの供給機能の確保・強化

- ① エネルギー供給基地として、石油や LNG など多様なエネルギーの安定供給を図る。
- ② 太陽光や冷氣等のクリーンエネルギーを活用した施設整備を推進し、CO₂削減など低炭素社会の構築を図る。

(3) 豊かな自然環境と調和した賑わいの国際交流拠点空間の確保

- ① 島防波堤における海域環境と調和した施設整備の推進により、環境と共生するみなとづくりを図る。
- ② リサイクルポート、静脈物流の推進による循環型社会の形成を目指す。
- ③ 港湾内における良好な景観形成や親水空間の確保によるアメニティの向上を図るとともに、耐震旅客船岸壁を中心とした臨海部における国際交流拠点を核に、クルーズ需要に対応し国際交流等の推進による地域の活性化に貢献するみなとづくりを図る。

(4) 自然災害や新たな危機・脅威に対応する安全・安心の確保

- ① 大規模地震災害等の自然災害発生時に、必要となる物流機能の維持及び緊急物資の輸送機能を確保するため耐震性の高い港湾施設を確保し、地域の防災力の向上を図る。
- ② 大規模災害に備え、物流の継続あるいは早期復旧に向けた「港湾BCP」の策定に取り組み、港湾施設や港湾機能の被害を最小限にとどめるとともに、特に大規模津波に対しては津波の発生頻度に応じた防災対策、減災対策の検討を進め、産業活動等と連携した防護、避難対策の強化等による自然災害のリスクに対応した防災力を確保する。

(5) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- 西港区、東港区南地区南部、東港区北地区西部は、物流関連ゾーンとする。
- 東港区南地区北部、東港区副港地区は、水産ゾーンとする。
- 東港区北地区東部は、人流関連ゾーンとする。
- 西港区第1埠頭地区東側はエネルギー関連ゾーン、第2埠頭地

区南側は国際バルク戦略ゾーン、第1埠頭地区西側、第3埠頭地区南側、第4埠頭地区西側はユニットロード関連ゾーン、西港区のその他の地区はバルク関連ゾーンとする。

- 東港区北地区東部、西港区第4埠頭西側は、自然災害に対して特に防災力の向上を図るゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成 30 年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	400 万トン (13 万トン (2 万 TEU))
	内 貿	1,260 万トン
	合 計	1,660 万トン
船舶乗降旅客数等		5 万人

注) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共埠頭計画

1-1 西港区第1埠頭地区

定期船の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深	12 m	岸壁1バース	延長240 m	(既設)	W-4
水深	9 m	岸壁2バース	延長330 m	(既設)	W-2、3
水深	9 m	岸壁2バース	延長440 m	(RORO船用)	
				[既設の変更計画]	W-5、6
水深	5.5 m	岸壁1バース	延長90 m	(既設)	W-1
埠頭用地17 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)					

既設

水深	10 m	岸壁1バース	延長185 m	W-5
水深	9 m	岸壁2バース	延長330 m	W-6、7

1-2 西港区第2埠頭地区

農水産品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 16m 岸壁1バース 延長320m

[新規計画] WB-1

水深 12m 岸壁2バース 延長460m

[既定計画及び既設の変更計画] W-11、12

水深 10m 岸壁1バース 延長170m

[新規計画] WB-2

水深 10m 岸壁1バース 延長185m (既設) W-10

水深 9m 岸壁1バース 延長165m (既設) W-13

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m (既設) W-9

水深5.5m 岸壁1バース 延長 90m (既設) W-8

埠頭用地14ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)

既定計画

水深 14m 岸壁1バース 延長280m W-12

既設

水深 12m 岸壁1バース 延長200m W-11

なお、効率的な荷役のため、所用の規模のアンローダーを設置する。また、次の既設の施設を廃止する。

既設

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m W-14

1-3 西港区第3埠頭地区

農水産品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁2バース 延長480 m (既設)

W-18、19

水深 10 m 岸壁1バース 延長185 m (既設) (工事中)

W-20

水深7.5 m 岸壁2バース 延長260 m (既設)

W-16、17

埠頭用地12 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)

なお、次の既設の施設を廃止する。

既設

水深5.5 m 岸壁1バース 延長 90 m W-15

1-4 西港区第4埠頭地区

定期船の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 14m 岸壁1バース 延長280m (既設) W-23

水深 12m 岸壁1バース 延長240m (既設) W-22

水深 10m 岸壁1バース 延長170m (既設) W-21

水深 9m 岸壁2バース 延長440m (RORO船用)

[既定計画の変更計画] W-24、25

埠頭用地 8ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画及び既設の変更計画]

埠頭用地 8ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)

既定計画

水深 14m 岸壁1バース 延長280m

水深 12m 岸壁1バース 延長240m

水深 10m 岸壁1バース 延長240m

埠頭用地 12ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 14m 岸壁1バース 延長280m

1-5 西港区第5埠頭地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 12m 岸壁2バース 延長480m

水深 10m 岸壁2バース 延長340m

埠頭用地 15ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-6 東港区北地区 (中央埠頭)

化学工業品等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 10m 岸壁1バース 延長180m (既設) C-3

水深 9m 岸壁2バース 延長339m (既設) C-1、2

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)

既定計画

緑地 1ha

2 水域施設計画

係留施設の計画及び船舶の避難泊地を確保するため、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

2-1 航路

西港区 釧路港西港区航路 水深 17 m 幅員 255 m

[既設の変更計画]

西港区 釧路港西港区航路 水深 16 m 幅員 255 m

[既設の変更計画]

既設

釧路港西港区航路 水深 15 m 幅員 350 m (工事中)

2-2 泊地

西港区 水深 16 m 面積 2 ha [既定計画の変更計画]

水深 12 m [既定計画の変更計画]

水深 10 m [既定計画の変更計画]

水深 9 m 面積 2 ha [既定計画の変更計画]

水深 9 m [既設の変更計画]

水深 7.5 m [既定計画の変更計画]

既定計画

西港区 泊地 水深 14 m 面積 124 ha

(うち既設 76 ha)

泊地 水深 12 m 面積 104 ha

泊地 水深 10 m 面積 14 ha

(うち既設 1 ha)

既設

西港区 泊地 水深 10 m

2－3 航路・泊地

西港区	水深 1 6 m	面積 6 9 h a	〔既定計画の変更計画〕
	水深 1 4 m	面積 1 9 h a	〔既定計画の変更計画〕
	水深 1 2 m	面積 1 7 h a	〔既定計画の変更計画〕
	水深 9 m	面積 3 1 h a	〔既定計画の変更計画〕

3 外郭施設計画

港内の静穏度の確保及び船舶航行の安全を図るとともに、航路、泊地等の埋没を防止するため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

3-1 防波堤

西港区 島防波堤 延長2,500m

(うち1,700m工事中) [既定計画]

西港区 西防波堤 延長1,800m

(うち1,800m工事中) [既定計画]

西港区 西防波堤 延長300m [既定計画の変更計画]

[既定計画]

西港区 西防波堤 延長300m撤去

4 小型船だまり計画

作業船、遊漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

4-1 西港区第4埠頭地区

第4埠頭地区船だまり

泊地 水深 4 m 面積 5 h a [既定計画の変更計画]

防波堤 延長 1 6 5 m [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 4 m 延長 2 6 0 m
[既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画の変更計画]

(既定計画)

泊地 水深 4 m 面積 4 h a

防波堤 延長 3 3 0 m

物揚場 水深 4 m 延長 4 0 5 m

埠頭用地 2 h a

4-2 西港区第5埠頭地区

以下の既定計画を削除する。

(既定計画)

第5埠頭地区船だまり

泊地 水深 4 m 面積 3 h a

物揚場 水深 4 m 延長 4 2 0 m

埠頭用地 4 h a

4-3 東港区南地区

築港船溜まり

防波堤 延長 192m [既定計画及び既設の変更計画]

物揚場 水深3m 延長107m

[既定計画及び既設の変更計画]

物揚場 水深3m 延長95m

[既定計画及び既設の変更計画]

船揚場 延長 18m (既設)

既定計画

築港船溜まり

防波堤 延長240m

物揚場 水深 3m 延長220m

5 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

5-1 西港区第4埠頭地区

西港区第4埠頭南北1号線 [既設の変更計画]

起点 西港区第4埠頭

終点 臨港道路釧路西港道路 2車線

西港区第4埠頭南北2号線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路釧路西港道路

終点 市道臨海1線 2車線

西港区第4埠頭南北3号線 [既定計画の変更計画]

起点 西港区第4埠頭

終点 臨港道路釧路西港道路 2車線

(既定計画)

西港区第4埠頭南北1号線

起点 西港区第4埠頭

終点 市道臨海1線 2車線

西港区第4埠頭南北2号線

起点 西港区第4埠頭

終点 臨港道路釧路西港道路 2車線

5-2 西港区第5埠頭地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

西港区第5埠頭南北1号線

起点 西港区第5埠頭

終点 臨港道路西港区第5埠頭東西1号線 2車線

西港区第5埠頭南北2号線

起点 西港区第5埠頭

終点 臨港道路西港区第5埠頭東西1号線 2車線

西港区第5埠頭東西1号線

起点 西港区第5埠頭

終点 臨港道路釧路西港道路 2車線

5-3 東港区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路釧路東港道路

起点 臨港道路副港道路

終点 臨港道路東港区南7号 4車線

臨港道路東港区南7号(区間A)

起点 主要道道釧路港線

終点 臨港道路釧路東港道路 4車線

Ⅳ 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びに主要な廃棄物処理施設について、以下のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

港湾において発生の見込まれる浚渫土砂合計600万 m^3 について、次の廃棄物埋立護岸により埋立処分する。

西港区第5埠頭地区 47ha [新規計画]

2 港湾環境整備施設計画

[港湾環境整備施設計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

東港区中央埠頭地区	緑地	1ha
西港区第5埠頭地区	緑地	9ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：ha

港区名	用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱用地	緑地	レクリエーション施設用地	公共用地	海面処分用地	合計
東港区	副港地区	(7) 7											(7) 7
	小計	(7) 7											(7) 7
西港区	第四埠頭地区	(5) 5	(0) 0										(5) 5
	第五埠頭地区											(47) 47	(47) 47
	小計	(5) 5	(0) 0									(47) 47	(52) 52
合計		(12) 12	(0) 0									(47) 47	(59) 59

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：ha

港 区 名	用途	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 用地	緑地	レクリエ ーション 施設用地	公共 用地	海面 処分 用地	合計
	地区名												
東 港 区	南地区	(5) 5	(23) 23				(2) 2	(10) 10	(2) 2				(42) 42
	釧路川 地区	(6) 6	(9) 9			13							(15) 28
	北地区	(8) 8	(28) 28	(1) 1		1	(8) 8		(5) 5				(49) 50
	副港 地区	(23) 23	(13) 13				(3) 3		(1) 1				(39) 39
	小計	(43) 43	(73) 73	(1) 1		14	(13) 13	(10) 10	(7) 7				(146) 159
西 港 区	第一埠 頭地区	(17) 17	(25) 25				(7) 7	(30) 30	(4) 4				(83) 83
	第二埠 頭地区	(14) 14	(38) 38				(4) 4		(1) 1				(57) 57
	第三埠 頭地区	(12) 12	(22) 22		(7) 7		(4) 4		(1) 1				(46) 46
	第四埠 頭地区	(17) 17	(46) 46				(7) 7		(2) 2				(72) 72
	第五埠 頭地区											(47) 47	(47) 47
	小計	(59) 59	(131) 131		(7) 7		(22) 22	(30) 30	(8) 8			(47) 47	(304) 304
合計		(102) 102	(204) 204	(1) 1	(7) 7	14	(35) 35	(41) 41	(15) 15			(47) 47	(450) 464

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営

西港区第2埠頭地区におけるバルク貨物の取扱いにおいて、効率的な運営体制の確立に取り組む。

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設の変更計画のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

西港区第1埠頭地区

水深 9 m 岸壁2バース 延長440 m

[既設の変更計画] W-5、6

西港区第2埠頭地区

水深 16 m 岸壁1バース 延長320 m

[新規計画] WB-1

水深 12 m 岸壁2バース 延長460 m

[既設の変更計画] W-11、12

水深 10 m 岸壁1バース 延長170 m

[新規計画] WB-2

水深 16 m 泊地 面積2ha [既定計画の変更計画]

水深 10 m 泊地 [既定計画の変更計画]

水深 16 m 航路・泊地 面積69ha

[既定計画の変更計画]

西港区第4埠頭地区

水深 9 m 岸壁2バース 延長440 m

[既定計画の変更計画] W-24、25

水深 9 m 泊地 面積2ha [既定計画の変更計画]

水深 9 m 航路・泊地 面積 3 1 h a

[既定計画の変更計画]

道路 西港区第 4 埠頭南北 3 号線

起点 西港区第 4 埠頭

終点 臨港道路釧路西港道路 2 車線

[既定計画の変更計画]

航路

西港区 釧路港西港区航路 水深 1 7 m 幅員 2 5 5 m

[既定計画の変更計画]

西港区 釧路港西港区航路 水深 1 6 m 幅員 2 5 5 m

[既定計画の変更計画]

2 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

港湾及び港湾に隣接する地域を地震による津波災害から守るため、釧路港の「港湾BCP」の策定に向け、取り組むこととする。今後、地域防災計画、海岸保全基本計画等の見直しに合わせて、産業活動等と連携した防護、避難対策の強化等、津波の発生頻度に応じた防災対策、減災対策を計画する。

3 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に幹線貨物輸送機能を維持するとともに、物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

西港区第4埠頭地区

水深 9 m 岸壁2バース 延長440 m (RORO船用)

[既定計画の変更計画] W-24、25

道路 西港区第4埠頭南北3号線

起点 西港区第4埠頭 終点 臨港道路釧路西港道路

2車線 [既定計画の変更計画]

既定計画

西港区第4埠頭地区

水深 12 m 岸壁1バース 延長240 m

水深 10 m 岸壁1バース 延長240 m

4 港湾施設の利用

4-1 物資補給のための施設

作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設]

東港区北地区 水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 390 m

(物資補給岸壁) (既設)

水深 8.0 m 岸壁 1 バース 延長 126 m

(物資補給岸壁) (既設)

水深 9.0 m 岸壁 4 バース 延長 706 m

(物資補給岸壁) (既設)